

# 經濟水道委員會

## 說明資料

令和2年3月12日

市民經濟局

# 目 次

	頁
1 空家等対策の推進	1
2 客引き行為等対策の推進	4
3 犯罪被害者等支援事業	6
4 防犯灯電灯料補助及び防犯灯LED化助成の推移	6
5 交通指導員の活動	7
6 後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置事業助成	9
7 住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び社会保障・税番号制度関連 事務	10
8 地域コミュニティ活性化に関する条例の制定状況等	11
9 東星ふれあい広場周辺の公共交通機関	13
10 中小企業への訪問調査	14
11 新型コロナウイルス感染症対策の融資実績等	15
12 小規模事業金融公社取扱いの融資制度における民法改正への対応	16
13 卸売市場法改正に伴う対応	17

224  
104

# 1 空家等対策の推進

## (1) 物件数の推移

区	平成29年度	平成30年度	令和元年度
千種	82 ( 10)	103 ( 7)	82 ( 6)
東	37 ( 4)	33 ( 7)	27 ( 3)
北	87 ( 15)	127 ( 13)	113 ( 13)
西	79 ( 6)	92 ( 9)	79 ( 13)
中村	102 ( 11)	137 ( 12)	128 ( 7)
中	31 ( 6)	40 ( 6)	40 ( 7)
昭和	112 ( 9)	129 ( 7)	141 ( 7)
瑞穂	72 ( 13)	73 ( 14)	58 ( 10)
熱田	48 ( 2)	48 ( 0)	49 ( 2)
中川	62 ( 10)	110 ( 10)	98 ( 8)
港	50 ( 6)	82 ( 8)	79 ( 8)
南	83 ( 7)	100 ( 12)	72 ( 10)
守山	65 ( 10)	69 ( 5)	75 ( 4)
緑	105 ( 10)	119 ( 6)	107 ( 4)
名東	52 ( 0)	56 ( 0)	52 ( 1)
天白	42 ( 1)	50 ( 1)	43 ( 1)
計	1,109 (120)	1,368 (117)	1,243 (104)

注1 ( ) 書きは特定空家等の物件数で内数

2 令和元年度は、令和2年1月末現在

520

目  
(2) 令和元年度における除却助成  
了 件数

区	件数
千種	1
東	0
北	6
西	3
中村	3
中	1
昭和	3
瑞穂	3
熱田	2
中川	3
港	1
南	1
守山	0
緑	0
名東	0
天白	0
計	27

イ 特定空家等該当判断年度別件数

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	計
3	1	0	0	1	22	27

ウ 平均助成額

511千円
-------

注 令和2年1月末現在の見込み

(3) 空家等の活用支援制度における主な補助対象

<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫</li> <li>・滞在体験施設</li> <li>・交流施設</li> <li>・体験学習施設</li> <li>・創作活動施設</li> <li>・その他地域コミュニティ維持・再生の用途に活用されるもの</li> </ul>
---

## 2 客引き行為等対策の推進

### (1) 効果的な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> <li>・客引き行為等対策指導員（警察退職者）の増員</li> <li>・私服班による巡回指導</li> <li>・警察及び地域団体等との合同パトロール</li> <li>・客引き行為等禁止区域内における拡声器を用いた広報</li> <li>・客引き行為等禁止区域内にある協力店舗を通じた啓発物品の配布</li> </ul>
---

### (2) 客引き行為等行為者数の調査結果

区 分	条例施行前	平成30年度	令和元年度
栄地区	48	25	30
名古屋駅地区	69	55	34
金山地区	9	7	18
計	126	87	82

注1 客引き行為等行為者数とは、調査を実施した日の19時、20時、21時、22時、23時のそれぞれから30分以内に調査した居酒屋・カラオケ店等の行為者数を平均したもの

2 条例施行前は平成30年3月の調査による

### (3) 指導等件数

区 分	平成30年度	令和元年度
口頭注意	135	369
指 導	6	109
勸 告	0	3
命 令	0	1
過 料	0	1
計	141	483

注1 平成30年度は、客引き行為等禁止区域指定後の平成30年10月からの件数

2 令和元年度は、令和2年1月末現在

3 口頭注意とは、指導の前段階として行う啓発を兼ねた行為

(4) 市民・事業者アンケート

ア 調査対象

区分	対象
市民	中村区、中区、熱田区に居住する18歳以上の市民750名
事業者	中村区、中区、熱田区で食品営業許可を受けている事業者750店舗

イ 主な調査結果

(ア) 客引き行為等に対する印象 (単位：%)

区分	割合
好ましい	4.1
好ましくない	92.8
何も感じない	1.9

(イ) 客引き行為等に対する規制が必要だと思うか (単位：%)

区分	割合
思う	93.1
思わない	3.3
どちらでもない	3.0

(ロ) 客引き行為等禁止区域指定後のまちの様子の変化 (単位：%)

区分	割合
快適に通行できるようになった	21.9
名古屋のイメージがよくなった	15.5
安心して街を歩けるようになった	15.2
変わっていない	36.0
まちの活気が失われた	1.9
雇用の場が失われた	0.6
お店を案内してもらえず不便になった	0.3

(ハ) 客引き行為等禁止区域指定後の売上げの変動 (単位：%)

区分	割合
増加傾向にある	8.8
減少傾向にある	14.2
変わらない	56.6

注 調査対象は事業者のみ

④

### 3 犯罪被害者等支援事業

#### (1) 総合支援窓口における相談件数

平成30年度	令和元年度
274	275

注1 総合支援窓口の設置は平成30年7月

2 令和元年度は、令和2年1月末現在

#### (2) 支援事業の主な実績

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度
支援金	5	3
見舞金	0	0
ホームヘルプサービス	1	1
配食サービス	1	1
精神医療支援	1	2

注 令和元年度は、令和2年1月末現在

④

### 4 防犯灯電灯料補助及び防犯灯LED化助成の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防犯灯LED化 助成の累計灯数(A)	13,171	15,732	17,867
防犯灯電灯料 補助灯数 (B)	39,938	40,357	40,815
(A) / (B)	33.0%	39.0%	43.8%

注 令和元年度は、令和2年1月末現在



10/20

## 5 交通指導員の活動

### (1) 区別欠員数

(単位：人)

区	令和元年度
千種	5 ( 3 )
東	0
北	0
西	3 ( 2 )
中村	1 ( 1 )
中	1 ( 1 )
昭和	0
瑞穂	2 ( 2 )
熱田	0
中川	0
港	0
南	2 ( 2 )
守山	0
緑	0
名東	0
天白	0
計	14 ( 11 )

注1 令和2年1月末現在

2 ( ) 書きは6か月以上の欠員数で内数

10/10

(2) 会計年度交通指導員への移行にかかる主な変更点

区 分	令和元年度	令和2年度
任 用 (委 嘱) 期 間	1年（当該年度の末日まで） 1年以内の期間を定めて更新 可能（満65歳まで）	1年（当該年度の末日まで） 勤務実績に応じて最大2回ま で再度の任用が可能
年 収	973,200円	1,149,445円
年次休暇	20日	16日

注 年収は、費用弁償、通勤手当を除く

6 後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置事業助成

10/10

(1) 内容

区 分	内 容
概 要	高齢者の安全運転を支える対策として、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置を販売及び設置する事業に係る費用の一部を助成する
補 助 対 象 者	本市に登録された後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置取扱事業者
補 助 予 定 台 数	9,000台
補 助 率	4/5 (うち2/5は県からの事業費助成) 補助限度額 障害物検知機能付 32,000円 障害物検知機能無 16,000円
主 な 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、令和3年3月31日時点で65歳以上となる高齢者</li> <li>・自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一</li> <li>・設置後、1年以上使用</li> </ul>
広 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報なごや及び市公式ウェブサイトでの周知</li> <li>・区役所、警察署、取扱事業者の店舗等における周知</li> <li>・高齢者向けのキャンペーン・交通安全教室での周知</li> <li>・老人クラブ等への周知</li> </ul>

(2) 負担内訳

区 分	障害物検知機能付 (80,000円の場合)	障害物検知機能無 (40,000円の場合)
国 補 助 金	40,000円	20,000円
市 補 助 金	32,000円	16,000円
県 補 助 金	16,000円	8,000円
自 己 負 担 額	8,000円	4,000円

W

7 住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び社会保障・税番号制度関連事務

(1) 内訳

(単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	一般 財源	金 額	一般 財源
個人番号カード交付等体制 経費	243,366	141,135	623,604	140,065
地方公共団体情報システム 機構委任事務負担金	497,375	0	1,630,551	0
住民記録システム保守運用 等経費	31,070	31,070	40,308	31,355
住民基本台帳ネットワーク システム運用経費	90,489	90,489	139,103	91,157
コールセンター運営経費	0	0	41,580	0
計	862,300	262,694	2,475,146	262,577

(2) 令和2年度個人番号カード想定交付率

33%
-----

4/2末 46.9%

623604  
486726

126898

46.9

8 地域コミュニティ活性化に関する条例の制定状況等

(1) 他都市の状況

区分	条例名	施行年度
札幌市	札幌市市民まちづくり活動促進条例	平成20年度
さいたま市	さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例	平成24年度
川崎市	川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例	平成27年度
横浜市	横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例	平成22年度
相模原市	相模原市市民協働推進条例	平成24年度
新潟市	新潟市自治基本条例	平成19年度
京都市	京都市地域コミュニティ活性化推進条例	平成24年度
神戸市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例	平成16年度
北九州市	北九州市自治基本条例	平成22年度
熊本市	熊本市市民参画と協働の推進条例	平成23年度

(2) 町内会・自治会等の加入促進に関わる主な内容

- ・市は、地域住民が自治会等に自発的に加入し、又は自治会等を自主的に設立することを促進するために必要な支援を行わなければならない。

(さいたま市)

- ・市は、地域住民が町内会・自治会に自発的に加入し、又は町内会・自治会を自主的に設立することを促進するため必要な支援を行うものとする。

(川崎市)

- ・市は、地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。

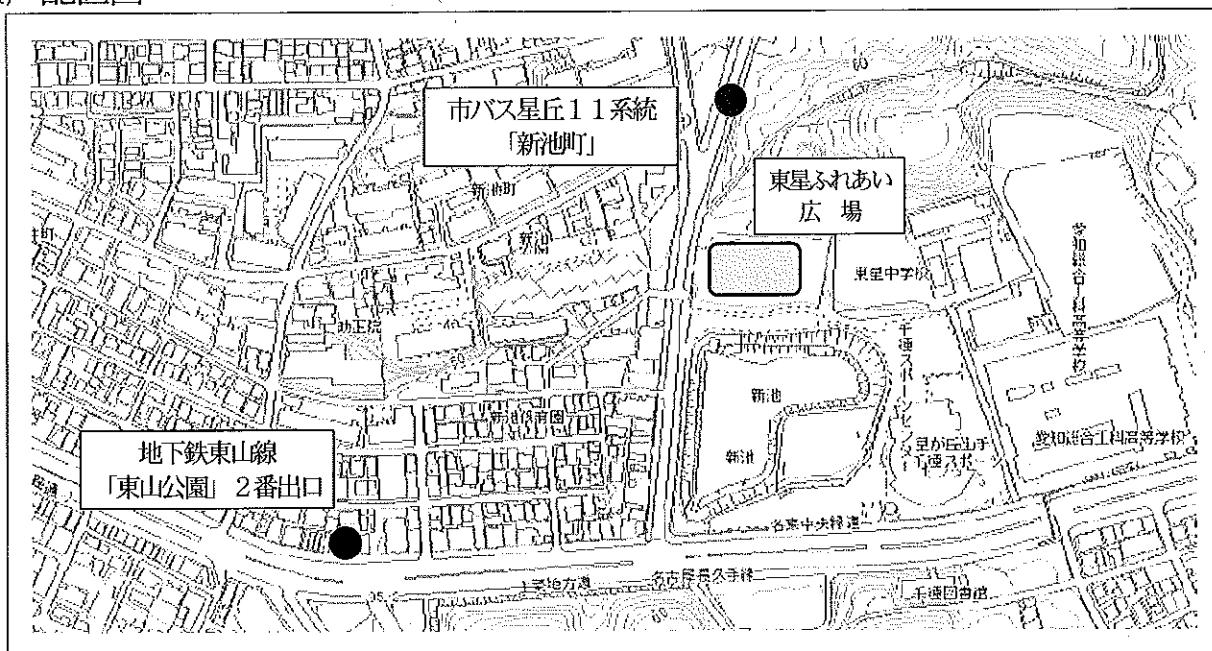
(横浜市)

- ・本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。

(京都市)

## 9 東星ふれあい広場周辺の公共交通機関

### (1) 配置図



注 名古屋市都市計画基本図をもとに作成

### (2) 距離及び所要時間

区分	距離	所要時間
地下鉄東山線 「東山公園」2番出口	約470m	約6分
市バス星丘11系統 「新池町」	約160m	約2分

注 所要時間は、道路距離80mにつき1分間を要するものとして算出

10 中小企業への訪問調査

(1) 件数

168 (74)
----------

注1 ( ) 書きは、小規模企業者の件数で内数

2 令和2年1月末現在

(2) 主な意見及び対応

区 分	内 容
意 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品や新技術の開発をしたい</li> <li>・事業継承に悩んでいる</li> <li>・設備投資を計画的に進め、生産量をさらに増やしていく必要がある</li> <li>・製品不良や破損の原因究明をしたい</li> </ul>
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業による自社ブランドの構築とそれによる新商品・新サービスの開発等を促進する事業を予定</li> <li>・円滑な事業継承を支援するため、中小企業の後継者を対象とした交流イベント・ワークショップ等の事業を予定</li> <li>・企業の流出防止のため、工場等の新增設等を行う企業に対し経費の一部の助成を予定するとともに、生産性向上を図る小規模企業を支援するため、設備投資に対する助成を予定</li> <li>・製品トラブルに効率的に対応するため、工業研究所において表面の観察及び元素分析ができる機器の導入を予定</li> </ul>



1.1 新型コロナウイルス感染症対策の融資実績等

(1) セーフティネット保証の認定件数

区 分		件 数
セーフティネット保証4号	自然災害等の突発的事由の発生に伴い、国が指定した地域において、売上高が前年同月比20%以上減少等の中小企業者について、信用保証協会が通常保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度	405
セーフティネット保証5号	国が指定した全国的に業況の悪化している業種に属し、売上高が前年同月比5%以上減少等の中小企業者について、信用保証協会が通常保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証する制度	4
計		409

業績

注 令和2年3月9日現在

(2) 融資実績

(単位：千円)

区 分		件 数	金 額
経済変動対策資金	セーフティネット保証4号	2	27,000
	セーフティネット保証5号	0	0
環境適応資金		4	110,000
計		6	137,000

注 令和2年3月9日現在

## 1.2 小規模事業金融公社取扱いの融資制度における民法改正への対応

### (1) 概要

公証人による保証意思確認の義務化により、第三者保証人をたてられない小規模企業者等への対応として、民間保証機関の保証により第三者保証人を不要とする制度を創設する

### (2) 公証人による保証意思確認手続き

区 分	内 容
対象者	事業用融資の保証人になろうとする個人
例 外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主債務者が法人の場合 法人の理事、取締役、執行役及び議決権の過半数を有する株主等</li> <li>・主債務者が個人の場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者及び主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者</li> </ul>

### (3) 民間保証機関の公募に係る保証料率の要件等

区 分	内 容
利 率	3年以内・2.6%～10年以内・2.9%
保証料率	「5%以下」で提案による
計	3年以内・7.6%～10年以内・7.9%以下

### (4) 今後の予定

区 分	内 容
令和2年3月～	公募
4月～	候補者の選定
5月～	候補者及び金融公社との調整、システム改修
夏頃	新制度開始

確認

1.3 卸売市場法改正に伴う対応

(1) 中央卸売市場業務条例改正案及び要綱案

区分	条例改正案	要綱案（北部市場）
売買参加者の承認	市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。	売買参加者は、せり売に加えて相対取引を行うことができる。また、相対取引を行おうとする者に対して、せり売に参加することを想定し、売買参加者の承認を得るよう求める。
市場関係者調整会議	市長は、市場の業務に関し必要な調整を行うため、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他市長が必要と認める者で構成する市場関係者調整会議を置くことができる。	取引等で問題が生じて市場関係者から要請があったときに開催する。 （例示） 第三者販売、直荷引き、新規参入、需給調整
売買取引の代金決済	取引参加者が売買取引を行う場合における決済の方法は、取引参加者間でできるだけ早期に支払われるよう支払期日を定める。	早期支払いの目安を規定する。

最要は関係者で調整が  
可能。

(2) 中央卸売市場業務条例における品質管理及び衛生管理の規定

改正案	現 行
<p>(業務の方法)</p> <p>第15条            (6) 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者(略)及び関連事業者(以下「市場関係事業者」という。)と連携して、市場の取扱品目に属する物品の品質管理及び衛生管理の高度化に努めるものとする。</p> <p>(卸売業者及び仲卸業者の責務)</p> <p>第20条 卸売業者は、(略)品質管理及び衛生管理の徹底に努め(略)なければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、(略)品質管理及び衛生管理の徹底に努め(略)なければならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第25条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(改善措置命令)</p> <p>第27条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	<p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p> <p>第51条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(物品の品質管理の方法)</p> <p>第61条の2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者と連携して、市場内における卸売の業務に係る物品の品質管理の方法の向上に努めるものとする。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに定められる卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p>

(3) 中央卸売市場業務条例改正案の主な他都市の状況

区 分	名古屋市	横浜市	神戸市
第三者販売	規制しない (せり取引への参加は仲卸業者、売買参加者に限定)	届出 (せり取引への参加は仲卸業者、売買参加者に限定)	規制しない (せり取引への参加は仲卸業者、売買参加者に限定)
直荷引き	規制しない	規制しない	規制しない
商物一致	規制しない	規制しない	規制しない
開設者の衛生管理の責務	品質管理及び衛生管理の高度化を規定 (有害物品の売買の禁止も可)	有害物品の売買の禁止を規定	有害物品の売買の禁止を規定
市場関係者間の調整会議	条例及び要綱で設置	開設運営協議会に機能を付加	要綱で設置
保証金	規則で現行の金額を規定	規則で現行の金額を条例の範囲内で規定	規則で現行の金額を条例の範囲内で規定

